

鹿 児 島 県 公 報

平成25年9月6日（金）第2938号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	（環境保全課取扱い）	1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	（環境保全課取扱い）	1
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定の解除（2件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	4
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	5
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	5
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	5
○都市計画道路の変更案の縦覧（7件）	（都市計画課取扱い）	5
○地方公共機関の指定の一部改正（※）	（危機管理防災課取扱い）	9

公 告

○一般競争入札公告	（財政課取扱い）	9
○平成25年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告	（畜産課取扱い）	12
○宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告	（建築課取扱い）	13
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	13

告 示

鹿児島県告示第948号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、次のとおり要措置区域として指定する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 要措置区域
薩摩川内市小倉町字鍋山5612番の一部、5613番1の一部及び5627番の一部
- 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

鹿児島県告示第949号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域として指定する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 形質変更時要届出区域
薩摩川内市小倉町字鍋山5612番の一部，5613番1の一部及び5627番の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

鹿児島県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
出水市下大川内字上山手1197番，1197番2，字山手1207番2，1208番，1210番1，1210番3
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
始良市平松字村前7675番1・7675番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
国立公園事業用地とするため
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
始良市平松字村前7675番1・7675番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第953号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年7月10日農林省告示第688号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第954号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字大迫1637番カ，1639番ヲ（次の図に示す部分に限る。），1639番17，1639番18，1639番25，北方字前ヶ平2544番10，字神ノ田2556番2，2556番4，南方字上ノ小野1351番1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第955号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションうるおい	鹿屋市笠之原町 49番21号	医療法人おさし お会	鹿屋市笠之原町 49番19号	長崎 潮	平成25年 8月30日	訪問介護

鹿児島県告示第956号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションうるおい	鹿屋市笠之原町 49番21号	医療法人おさし お会	鹿屋市笠之原町 49番19号	長崎 潮	平成25年 8月30日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第957号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	平成23年6月3日から 平成24年9月24日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市西伊敷三丁目及び伊敷町の各一部	平成25年 8月20日
指宿市	平成23年7月19日から 平成24年10月9日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市十二町の一部	平成25年 8月20日
西之表市	平成23年8月25日から 平成25年2月28日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市西之表の一部	平成25年 8月20日
西之表市	平成23年10月18日から 平成25年2月28日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市安城の一部	平成25年 8月20日
垂水市	平成23年6月29日から 平成24年11月27日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市二川の一部	平成25年 8月20日
南さつま市	平成23年6月6日から 平成24年9月25日まで	地籍図及び地籍簿	南さつま市笠沙町片浦の一部	平成25年 8月20日
奄美市	平成23年4月24日から 平成25年2月13日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市名瀬大字知名瀬及び名瀬大字小湊の各一部	平成25年 8月20日
奄美市	平成23年4月21日から 平成25年2月26日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市住用町大字市及び住用町大字見里の各一部	平成25年 8月20日
さつま町	平成23年8月2日から 平成25年1月29日まで	地籍図及び地籍簿	さつま町神子、鶴田、泊野及び宮之城屋地の各一部	平成25年 8月20日
錦江町	平成23年5月25日から 平成25年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	錦江町馬場、城元及び神川の各一部	平成25年 8月20日
錦江町	平成23年5月28日から 平成25年2月12日まで	地籍図及び地籍簿	錦江町田代麓の一部	平成25年 8月20日
南大隅町	平成23年6月6日から 平成25年2月16日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町佐多郡及び佐多馬籠の各一部	平成25年 8月20日
肝付町	平成23年9月3日から	地籍図及	肝付町富山の一部	平成25年

	平成25年2月12日まで	び地籍簿		8月20日
中種子町	平成23年4月12日から 平成25年1月28日まで	地籍図及 び地籍簿	中種子町納官の一部	平成25年 8月20日
瀬戸内町	平成23年5月31日から 平成25年2月9日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町節子、蘇刈及び網 野子の各一部	平成25年 8月20日
徳之島町	平成22年4月1日から 平成25年2月25日まで	地籍図及 び地籍簿	徳之島町井之川の一部	平成25年 8月20日
天城町	平成23年6月20日から 平成25年3月4日まで	地籍図及 び地籍簿	天城町松原及び岡前の各一 部	平成25年 8月20日
知名町	平成23年8月22日から 平成25年3月12日まで	地籍図及 び地籍簿	知名町竿津、余多及び屋者 の各一部	平成25年 8月20日
南九州市	平成23年10月24日から 平成24年11月2日まで	地籍図及 び地籍簿	南九州市川辺町平山及び川 辺町田部田の各一部	平成25年 8月20日

鹿児島県告示第958号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（火山変動測量）
- 2 作業の期間 平成25年9月25日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、垂水市、曾於市及び霧島市

鹿児島県告示第959号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（都市再生地籍調査事業）
- 2 作業の期間 平成25年9月2日から平成26年3月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市西伊敷五丁目及び緑ヶ丘町の各地内

鹿児島県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年9月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	伊集院日吉線	日置市伊集院町大田字トン 迫904番1地先から928番地 先まで	前 後	32.2～64.6 32.2～55.2	48.0 48.0

鹿児島県告示第961号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 志布志都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

志布志市大字志布志町志布志字見帰の一部、大字志布志町安楽字小牧、字下堀、字坂ノ上、字宮之上稲荷及び字三郎丸の各一部、大字有明町野井倉字甚掘、字鎌迫、字上苑上、字田尾及び字田尾下の各一部並びに大字有明町蓬原字中牟田及び字春日堀の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに志布志市建設課

4 縦覧期間及び時間

平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第962号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 大崎都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

大崎町大字菱田字宇都口、字境添及び字実吉堀の各一部、大字井俣字平良上、字平田、字坂上、字六反田及び字堂園堀の各一部、大字仮宿字荒園の一部、大字永吉字天神、字牧山、字木屋堀及び字柵木段の各一部、大字持留字尾ノ鼻及び字尾鼻沖の各一部並びに大字野方字柿木段、字中迫、字椿山、字前段、字宮ノ本、字本田、字天神段、字牧、字若松及び字後迫の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに大崎町建設課

4 縦覧期間及び時間

平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第963号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 串良都市計画道路
 - (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鹿屋市串良町細山田字下別府，字北原ノ上，字町田堀，字井料，字牧山，字新堀込，字田原迫ノ上，字梨木，字長堀，字田原迫，字立小野堀，字十三塚，字持土，字堀込，字石縊，字夏迫，字堂田，字地藏免，字平木，字木場田及び字水流丸の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに鹿屋市都市政策課
- 4 縦覧期間及び時間
平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第964号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿屋都市計画道路
 - (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鹿屋市下高隈町字大牧，字馬込，字樋ノ口及び字曲ヶ迫の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに鹿屋市都市政策課
- 4 縦覧期間及び時間
平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第965号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 大隅都市計画道路
 - (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
曾於市大字大隅町荒谷字西迫，字鹿ノ子，字桑木ヶ丸及び字荒谷の各一部，大字大隅町中之内字唐尾谷，字八木塚段，字鶯ヶ尾，字荒神迫及び字堤ヶ迫の各一部，大字大隅町大谷字郷ヶ迫，字本城及び字木場田の各一部並びに大字大隅町岩川字松木田，字五部，字前畑段，

字崩下，字前段，字入佐，字定塚，字渡り，字谷ヶ迫，字山田前，字高古塚，字山田，字開段，字狩俣，字屋敷段及び字両頭段の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに曾於市建設課

4 縦覧期間及び時間

平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第966号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿屋都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号大隅中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分
鹿屋市笠之原町，東原町及び旭原町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに鹿屋市都市政策課

4 縦覧期間及び時間

平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第967号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 串良都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号大隅中央線
3・6・1号細山田線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分
1・4・2号大隅中央線
鹿屋市串良町細山田字后提寺堀，字山之上，字垂水堀，字外堀，字新中堀及び字センダン堀の各一部
3・6・1号細山田線
鹿屋市串良町細山田字外堀，字十三塚，字山之上及び字新中堀の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに鹿屋市都市政策課

4 縦覧期間及び時間

平成25年9月6日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第968号

昭和37年11月14日鹿児島県告示第902号（地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表に次のように加える。

一般社団法人鹿児島県建設業協会	平成25年8月29日
-----------------	------------

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する物件及び担当部局
別表のとおりとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 鹿児島県が定める鹿児島県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約の内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 本入札は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による電子入札とする。
 - (2) 入札参加申込み
入札に参加しようとする者は、あらかじめ公有財産売却システムにより入札参加の仮申

込みの手続を行った後、県ガイドラインに定める申込書により、別表に記載している担当部局に入札への参加を申し込まなければならない。

(3) 入札参加申込みの受付期間

平成25年9月6日（金）から同月26日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（同月6日（金）にあつては午後1時から午後5時15分まで、同月26日（木）にあつては午前8時30分から午後2時まで）とする。

なお、郵送の場合は、平成25年9月26日の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 入札期間並びに開札の日時及び場所

ア 入札期間

平成25年10月10日（木）午後1時から同月17日（木）午後1時までとする。

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時 平成25年10月17日（木）午後1時

(イ) 場所 鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(5) 県ガイドライン

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県ガイドラインによる。

イ 県ガイドラインの交付場所及び交付期間

(ア) 交付場所

公有財産売却システム及び鹿児島県のホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/>)とする。

(イ) 交付期間

平成25年9月6日（金）午後1時から同年10月17日（木）午後1時までとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3の(5)のイに同じ。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、県ガイドラインに定める方法により、別表に定める額の入札保証金を契約担当者が指定した日時までに納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札期間終了後還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、その全額を契約保証金に充当するものとする。

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(5) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(6) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(7) 予定価格に達していない入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法

有効な入札をした者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 用途の制限等

(1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、別表に記載している担当部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 契約保証金

契約保証金の納付に代えて入札保証金を充当する。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

別表に記載している担当部局に同じ。

12 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2169

別表

物件番号	入札に付する物件		担当部局
1	物件	土地	鹿児島県警察本部警務部会計課 電話番号 099-206-0110 内線2241
	所在地	鹿児島市平川町字木辻1542番1	
	面積	158.63平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	2,698,000円	
	入札保証金	269,800円	
2	物件	土地	
	所在地	鹿児島市東坂元四丁目2991番	
	面積	128.44平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	4,727,000円	
	入札保証金	472,700円	
3	物件	土地	
	所在地	いちき串木野市金山14086番1	
	面積	481.50平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	4,070,000円	
	入札保証金	407,000円	
4	物件	土地	鹿児島県教育庁総務福利課 電話番号 099-286-5214
	所在地	阿久根市赤瀬川字下ノ田1037番5	
	面積	319.44平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	1,353,000円	
	入札保証金	135,300円	
5	物件	土地（建物付き）	鹿児島県農政部経営技術課 電話番号 099-286-3146
	所在地	垂水市田神字上中馬場2259番2	
	面積	242.92平方メートル	
	地目	宅地	
	建物の種類	居宅	
	建物の構造	木造セメント瓦ぶき平家建	
	延べ床面積	56.31平方メートル	

予定価格	2,660,000円	
入札保証金	266,000円	

平成25年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催期日
平成25年10月30日（水）から同年11月22日（金）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県肉用牛改良研究所（曾於市大隅町月野2200番地）
- 3 講習会の定員
8人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 講習会の対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 6 受講及び修業試験の免除
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条第2項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 7 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し
 - オ 6に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面
 - (2) 提出書類等の提出先
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
 - (3) 提出書類等の受付期間
平成25年9月11日（水）から同月19日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年9月19日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付
家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。
なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 受講手数料
34,000円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

10 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成25年10月2日(水) 午前10時から正午まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁(行政庁舎2階) 2-B-1 会議室

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験の手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成25年9月24日(火)までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成25年10月15日(火)までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課(電話099-286-3223)又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
司ホーム	有本 一弥	鹿児島市宇宿五丁目12-7	平成21年1月14日	鹿児島県知事(8)第2863号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年9月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市国分剣之宇都町9番3, 17番1, 18番の一部, 19番, 20番1, 20番4の一部, 21番, 22番及び26番の一部並びに隼人町姫城字栗ヶ迫1922番6及び1923番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

ナチュラル株式会社

代表取締役 森信